

トレーニングの理論と思想

西村春夫（常磐大学大学院）加藤直隆（国士舘大学）

第1回安全な暮らしのための情報技術研究会

トレーニングが技術的進歩をしつつ、我々の社会で益々有効に普及している昨今、その理論と思想を論じる。技術としてのトレーニングを社会科学の視点から考察し、安全安心の「人間の安全保障」を目指すものである。以下のレジュメに沿って話を進めたい。レジュメ作成に当たり最近触発された文献は、法律時報2008年1月号、とくに安田拓人論文と瀧川裕英論文、山脇直司「社会福祉思想の革新：福祉国家・セン・公共哲学」シーエーピー出版刊である。

序：

◆刑務所の処遇プログラム（たとえば、性犯罪者処遇計画）の効果検証のため追跡できればよいのだが……。資金洗浄対策→→お金のトレーニングが必要だ。

◆「法治国家から安全国家へ」と刑法学者は問題提起をしている。昨今の時代推移の中で以下の2つの典型的な社会統制の選択肢あり。安全国家はいずれの選択肢に親和的か。答えは2）であろう。2つの社会統制論はトレーニングの時代背景を考えると重要な点である。

1）他行為可能性を肯定し責任刑法（つまり法的非難としての刑罰制度）を維持する。自由にして答責的な人間像を想定し、刑罰法規に触れる違法な行為を有責に実行しない限り国家による干渉を受けない自由を国民相互に承認する。ということは、危険な素質、考えを持っていても実行に移さない限り国家は干渉しない。これこそ行為原理、罪刑法定主義でもって確保されている国民の行動の自由である

2）他行為可能性を否定し、行為者の危険性、再犯危険性1)に基づいて、その者の犯罪を国家の介入に訴え、拘束・隔離・治療・脳科学・教育的指導などの手段を用いて、行為に出る以前に予防的に統制する。意思自由のない、「悪は必然」の人間像。悪退治のため国親的取締思想への過度の依存は国家の抑圧の際限なき進展をみちびく。

1)ドゥオーキンの人（図1）参照。

◆当面の利益と自由の比較考量的問題。自由な社会のコストとして不安やリスクと共に生きる用意があるか。筆者は法治国家原則を崩さず、非権力的手段により安全環境の最大限の実現という立場を取るが、容易ではないことは十分予想される。社会の善き秩序の形成を刑法の処罰機能に性急に訴えず、討議を通じての社会成員の合意によって行うようにする考え方をとるべきだろう。それは今後の日本社会が多文化社会に向かうことに鑑みて極めて必要なことである。

◆刑事大衆主義（Penal Populism）とトレーニングが結びつく時の危うさ
一般大衆の報復主義，不安心，利己心，同調主義，刑罰効果への過剰期待が前面に出るからである。

1. トレーシングの定義,

◆社会的世界, 自然世界で, 物・人・動物の移動, あるいは地域・時代の時間的推移を追跡すること。物・人・動物の移動に限定した方がよいかもしい。

たとえば、人の何を, どこをトレーシングするのか¹⁾

注1) ドゥオーキンの人(図1)を参照

図1におけるP, IE, EEのそれぞれを, あるいは組み合わせをトレースすることが出来る。トレースの目的に応じてトレース対象は変わる。

定義が暗示する, トレースの性格, 特徴として, 以下6点を示す:

- (1) 理念か, 理論か, 技法か, 個別案件解決法(実践)か
- (2) 時間的移動か, 空間的移動(コミュニティ内, 国内, グローバルな世界で)か, 両方を含むか
- (3) 移動と似た概念として, 推移, 変化, 移行, 発達, 生長などがある
- (4) 物理的移動か, 情報通信的移動か, 仮想現実的移動か
- (5) 順行的移動か²⁾, 逆行的移動か

注2) 別紙 M. Wiesner, D. M. Capaldi and H. K. Kim, CRIMINOLOGY, V.45, NO.4, 2007, pp848,

- (6) トレーシングの主体と客体(誰が誰を何をトレースするか)³⁾

注3) 山脇直司 社会像(公共哲学の主要な理論的骨組み) 法律時報 72頁

2. トレーシングの目的, 効用

- (1) 原因診断⁴⁾か予防か将来予測か

4) 別紙 犯罪学への招待 図2 208頁

ここでは長期縦断的研究により, その時々々の年齢の非行化の原因を分析する

- (2) 人々の福祉・福利の向上か, コミュニティの連帯か, 国の統合・政権維持か³⁾
- (3) トレーシングが監視と呼ばれるとき, それは価値的トレーシングであり, 危険やリスクや不安を除くという意図を含む。中立的トレーシングではない。

3. トレーシングニーズの高まりの時代背景

不安社会, リスクの個人化, 市場主義, 情報格差, culture of complaints
新たな敵作り(他者をスケープゴートする)時代風潮,

4. 内包する問題点

- (1) 監視と実質的自由論

監視相対主義(監視域内だけでの自由・安全の保障か普遍的監視か)

不特定者の無差別監視と特定個人の監視（履歴の項目，期間，利用目的）

- （２） 応答的トレーシングか，一方的トレーシングか
- （３） トレーシングの国際標準の設定
- （４） 包摂に結果するか選別・排除に結果するか
- （５） 社会体制とトレーシング

次頁に注１）～４）あり

以上

注 1) 図 1 ドゥオーキンの人

法律時報，瀧川論文 59 頁所載

人の構成について従来の考え方は：

$$\text{人（あるいは人の行動）} = f \left(\text{人格 } P \times \text{環境 } E \right)$$

これに対して，ドゥオーキンの提案は

P：人生計画，自己実現，趣味，犯罪履歴，病歴，生活史など

IP：個人の精神・身体障害や疾病，能力，貧困（潜在能力の剥奪）など

EE：経済社会状態，家族，教育，貧困（低所得）

P, IP, EE それぞれ過去，現在，将来の時間軸をもって動く。IP のトレースは平等を実現する意図があるときのみ正当化される。P のトレースは一層慎重であるべき。

$$\text{人} = f \left(\left(\text{人格 } P \times \text{内的環境 } IP \right) \times \text{外的環境 } EE \right)$$

注 2) 当日配布コピー，コホート研究，CRIMINOLOGY Figure 2

注 3) 図 2. 山脇モデルを西村が修正した 4 要素-社会像モデル：

政府の公

私的領域 1
自営業者，営利企業
製品，販売品

民の公共
(一人一人の市民，国民，住民
NPO, NGO)
滅私奉公ではなく活私開公

私的領域 2

家計，個人のプライバシー

以下，根源的で包括的な福祉思想を内を含みつつ 4 要素間にトレースを配置，例示する。

1. 徳性を持った民の公共が私的領域 2 をトレースするのは個人をサポートする
2. 反民主的な政府が政権維持のために民や私的領域をトレースするのは抑圧的トレースである。民主的な政府のトレースはコスト-ベネフィットを慎重に考える。
3. 政府の公が大衆の懲罰主義に乗って犯罪者をトレースするのは安全国家の常套であるが，権力乱用的監視のおそれがある。
4. 政府の公や民の公共が私的領域 1 に対しトレースを指導，監視，制度化。

注 4) 当日配布コピー 犯罪学への招待 図 2